

いじめ防止 これだけは！

令和元年11月改訂：岐阜県教育委員会



「いじめの芽」や 「いじめの兆候」 それも見逃さない！

【いじめの基本認識】

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※この法律における「学校」：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※この法律における「児童等」：学校に在籍する児童又は生徒

「いじめ防止対策推進法第2条」平成25年法律第71号

【教師の心構え】

教師は、いじめを見逃さず、子供をしっかり守る！

そのために・・・

- 1 全ての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
- 2 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。

【未然防止】

- ◎「いじめ・不登校未然防止アドバイザー派遣事業」の活用

【早期発見・早期対応】

- ◎管理職への迅速な報告
- ◎確実な情報共有と組織的な対応
- ◎正確な事実確認・記録作成

【保護者との連携】

- ◎子供の幸せにつながる信頼関係を！

【関係機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等との連携

まずは未然防止！ 日常生活の中で

「先生から生徒へあったかい言葉かけ」

「先生同士で生徒の良いところを話題に」



ポイント①：子供の「居場所」づくり、
子供同士の「絆」づくりを！

- 「居場所づくり」「絆づくり」
- 生命、人権を大切にす指導
- 全教育活動を通した指導

ポイント②：未然防止の組織的な
体制づくりを！

- いじめに取り組む方針の明確化
- 全教職員の危機意識の向上
- 気になることを伝え合う職員集団

望ましい人間関係を築く力を高める

- (1) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
 - 「分かった、できた」と思えることができる授業
 - 「みんなと活動すると楽しい」と思えることができる学級経営
 - 児童会、生徒会活動等、特別活動を通しての自己有用感や自己肯定感の育成
- (2) 生命や人権を大切にす指導
 - 道徳や学級活動での実践、「ひびきあい活動」での取組
 - 発達段階や障がいへの理解を深める指導
- (3) 全ての教育活動を通した指導
 - 認め合い、自己肯定感を高め合う日常の指導
 - いじめ防止対策に特化した教職員研修会
 - 情報モラル教育の推進

一人一人を大切にす教師の姿勢

- (1) いじめ防止に取り組む方針の明確化
 - 「学校いじめ防止基本方針」の公表と児童生徒・保護者への説明
 - 全教職員での方針の共通理解
 - 情報が確実に把握できる体制の整備
 - (2) 全教職員の危機意識の向上
 - いじめを察知・発見できる教職員
 - 高い人権感覚を身に付けた教職員
- ※そのための研修がカギを握る！
- (3) 気になることを伝え合う教職員集団
 - 担任だけでなく、複数の教職員での把握
 - 管理職まで迅速に報告を！

◆いじめは、どの子にも起こり得るもの

「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」
された経験がある・・・9割/した経験がある・・・9割

(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015)





早期発見・早期対応！—いじめはどこでも起こるもの—
「組織的な対応を！」—組織でどれだけ悩めるか—
管理職への迅速な報告を！—1人で抱え込まない—

ポイント①：早期発見・早期対応！

- 校内連携体制の充実
- アンケート調査の実施
- 保護者との連携

ポイント②：組織的な対応を！

- 学校いじめ対策組織を招集
- 早期発見・事案対処マニュアルに沿った組織的対応

「いじめの芽」や「いじめの兆候」

それも見逃さない！

(1) 校内連携体制の充実

- 小さなサインも見逃さない、きめ細かい情報交換
- スクールカウンセラーや相談員の協力体制整備
- 全教職員(事務職員や校務員も含め)での情報把握

(2) アンケート調査等の実施

保護者との連携

- 年間を通した、計画的なアンケートや懇談等の実施
- 無記名アンケート等で学校全体の状況や傾向を把握
- アンケートの実施と合わせた個別面談の実施
- 保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼

確かな初動対応が決め手

(1) 「学校いじめ対策組織」を即座に招集、方針を確認し、組織的に動く！

- 5W(いつ・どこで・だれが・何を・なぜ) 1H(どのように)が時系列になるように、複数の教職員で同時に確認する。
- 双方から話を聞くときは、慎重にかつ注意深く進め、焦らない。心を開くまで辛抱強く行う。

- 事実を突き合わせ、矛盾がないか事実を整理し、実際の状況や背景を理解する。

- まずは、いじめられた児童生徒に寄り添いつつ、いじめた児童生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

(2) 学校いじめ防止基本方針に沿った組織的な対応

- 校内研修において、全職員でいじめ事案対処のフロー図を確認しておく。学校いじめ防止でプログラムを作成して全教職員に周知する。

◆「いじめゼロ」？ 本当にいじめゼロ??

認知件数が零であったということを見学生や保護者向けに公表し、
検証を仰ぐこと (H28.12.1 文部科学省生徒課長通知)

保護者との連携：子供の幸せにつながる信頼関係を！

1 いじめの事実を把握した場合の協力依頼

【いじめられている児童生徒・保護者に対して】

- 児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- 家庭訪問等により、その日のうちに、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- 徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）
- 必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導するなど、いじめられた児童生徒が落ち着ける環境をつくる。

【いじている児童生徒・保護者に対して】

- 二度といじめをしないために何をする必要があるかを一緒に考える。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。
- 保護者の学校に対する協力を得るとともに、継続的な助言を行う。



保護者との連絡を絶やさず、指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝え、保護者・家庭と共に解決に向かう。

“いつでも相談できる体制を！”

◎「いじめの解消」とは、

- ①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

○日頃からの保護者との連絡や連携が重要

○関係機関との連携が必要な場合もある



関係機関との連携：必要に応じた連携を！

① いじめを認知したとき

- 教育委員会と連携を図りながら迅速に対応する。

② 犯罪性の高い時や被害者が被害届を出しているとき

- 被害者救済や保護、二次被害防止・再発防止に全力で当たり、警察と連携を図りながら対応する。

③ 非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるとき

- 必要に応じて市町村の児童福祉課・子ども相談センター等と連携を図り、専門的な角度から総合的に判断し、対応する。